

▼ 滞在地での不在者投票

宮津市の選挙人名簿に登録されている方（登録住所へ入場券を発送しています）で、宮津市の投票所へ来られない方（旅行や出張等で長期不在の方、18歳以上の学生の方など）は、滞在地で不在者投票ができます。

▼このような手順で…

「不在者投票宣誓書兼請求書」をA4普通紙にプリントアウトし、投票日に投票所に行けない事由、請求日、氏名、生年月日、現住所等を記入して、宮津市選挙管理委員会あてに郵送してください。

※住所の記載について、地番の枝番やマンション名、お部屋の番号等は省略せず必ず記入してください。

あて先：〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1
宮津市選挙管理委員会事務局 宛

選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書を送付します。

送付された投票用紙等を、そのまま持って、現在滞在している最寄りの選挙管理委員会へ行って投票してください。（※自宅で投票することはできません。）

※注意）土曜日・日曜日は、不在者投票を受け付けていない選挙管理委員会がありますので、滞在地の選挙管理委員会に、あらかじめ問い合わせてください。

投 票

投票したものは、滞在地の選挙管理委員会から宮津市選挙管理委員会に送付され、投票日に指定の投票所に送致し、投函します。

※ 郵送などに日数がかかりますので、お早めに手続きください。